平成17年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[特許法・実用新案法]

【問題】

甲及び**乙**は、化学物質、この化学物質の製造方法及びこの化学物質を用いた空気浄化方法について、共同で発明をした。この場合に、次の問に答えよ。 ただし、以下の問において、特許出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、 外国語書面出願でもなく、国際特許出願でもないものとする。

問 1

- (1) **甲**又は**乙**は、単独で特許出願を行うことができるか。根拠とともに述べ よ。
- (2) **甲**及び**乙**が共同でした特許出願について、**甲**又は**乙**は、単独で出願審査 の請求をすることができるか。根拠とともに述べよ。
- (3) **甲**及び**乙**が共同でした特許出願について、審査官から拒絶理由の通知を受けた。この拒絶理由の通知に対して、特許を受けるために特許法上とり得る手段を列挙し、それぞれの手段について**甲**又は**乙**が単独で行うことができるか否かを根拠とともに述べよ。
- (4) **甲**及び**乙**が共同でした特許出願について、拒絶をすべき旨の査定を受けた。この場合、**甲**は、拒絶査定不服審判を請求するために、**乙**との関係においてどのようにすべきか。根拠とともに述べよ。

問 2

甲及び乙は、請求項数が3であり、請求項1に係る発明が化学物質の発明、請求項2に係る発明が化学物質の製造方法の発明、請求項3に係る発明が化学物質を用いた空気浄化方法の発明である特許出願を共同でした。そして、請求項1に係る発明は文献に記載された発明に基づいて容易に発明をすることができた旨の1回目の拒絶理由の通知を審査官から受けた。請求項2に係る発明及び請求項3に係る発明については拒絶理由の通知を受けなかった。

この拒絶理由の通知に対し、特許を受けるために特許法上とり得る手段を列挙し、それぞれの手段をとる際に留意すべき事項を根拠とともに具体的に述べよ。

ただし、それぞれの手段を**甲**又は**乙**が単独で行うことができるかについて 言及する必要はない。